

各 位

株式会社 東北銀行

手形・小切手の交換方法を電子化する「電子交換所」設立 に伴うお手続きについて

株式会社東北銀行（取締役頭取 佐藤 健志）では、2022 年 11 月 4 日より手形・小切手の交換方法を変更させていただきますので下記の通りお知らせいたします。

これまで全国各地の手形交換所で行ってきた金融機関の手形・小切手の交換業務については、2022 年 11 月に全国銀行協会「電子交換所」を本番稼働することにより、電子データによる交換が開始されます。

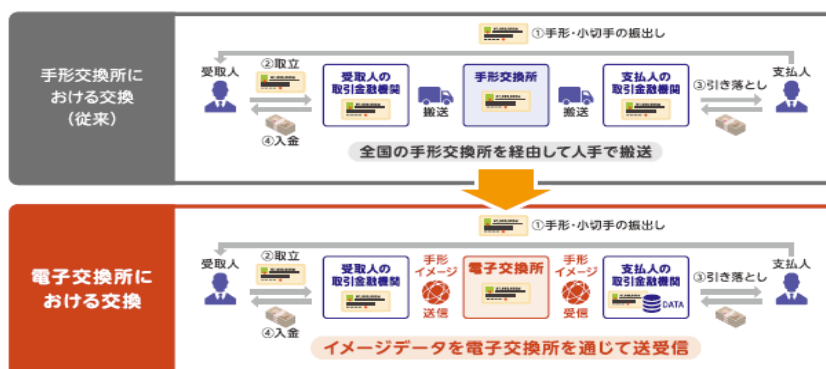
なお、電子交換所設立後も従来どおり紙の手形・小切手をお持ち込みいただけるほか、お客様が現在お持ちの手形・小切手用紙につきましても引き続きご利用いただけますが、下記にご留意いただきたい点をまとめましたので、ご確認ください。

あわせて本業務に係る代金取立手数料の変更を予定しておりますので、詳細については後日改めてお知らせいたします。

今後とも一層のご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 電子交換所のイメージ



※一般社団法人全国銀行協会作成『手形の交換方法を電子化する「電子交換所」設立のご案内』より抜粋

【本件に関するお問い合わせ】

事務統括部（担当：千田）

TEL : 019-654-1311

東北銀行

〒020-0023 盛岡市内丸 3 番 1 号

電話番号 019-651-6161

FAX 019-653-1291

ホームページ <https://www.tohoku-bank.co.jp/>

2. 「郵送による取立」の取扱いについて

- (1) 電子交換所設立以降、電子交換所参加金融機関（当行本支店を含みます）が支払金融機関となる小切手ならびに 2022 年 11 月 3 日（木）以降を支払期日とする手形については、支払場所に関係なく電子交換所での交換扱いに変更されることから、原則「郵送による取立」を廃止させていただきます。

※電子交換所に参加しない金融機関への取立や交換所に呈示できない通帳等の取立の場合などはこれまで通り「郵送による取立」となります。

- (2) 上記に伴いまして、手形・小切手の郵送による取立扱いの窓口受付を 2022 年 10 月 21 日（金） までとさせていただきます。

3. 払戻可能予定日時の変更について

電子交換所設立以降の払戻可能予定日時を以下のとおりとさせていただきます。

	手形	小切手
対象	2022 年 11 月 3 日（木） 支払期日分より	2022 年 11 月 2 日（水） 入金分より
払戻可能予定日時	支払期日（注 1）の 翌営業日の 13 時頃	口座入金日の 翌々営業日の 13 時頃

（注 1）支払期日が銀行休業日の場合、その翌営業日が支払期日となります。

4. 手形・小切手用紙への記入方法に関するご留意事項

電子交換所では、手形・小切手の券面をスキャナ等で読み取り、電子データ化したうえで電子交換所とイメージデータの送受信を行います。

電子交換所において券面情報を正しく読み取る必要がありますので、以下の点にご留意ください。

金額欄のご記入方法

<アラビア数字で記入の場合>

- ・チェックライターを使用してください。また、読み取り易い文字となるようインクを確認ください。
- ・金額の頭には「¥」をその終わりには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。

<漢数字で記入の場合>

- ・文字の間をつめ、『「電子交換所」で読み取り可能な漢数字一覧表』に記載の漢数字のみを使用してください。
- ・金額の頭には「金」をその終わりには「円」を記入してください。崩し字は使用せず、楷書で丁寧にご記入してください。

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	1			2				3		4			5	
漢數字	壹	壺	弍	弐	式	貳	貳	参	參	四	泗	肆	五	伍

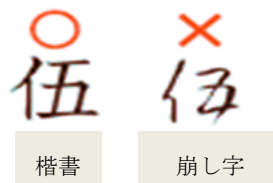
	6		7		8		9		10		
漢數字	六	陸	七	漆	質	八	捌	九	玖	拾	什

	100			1,000			10,000	
漢数字	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬

(その他) 金、円、圓(円の異体字)、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

●崩し字の例



訂正方法・その他 ご留意事項	・金額を誤記した場合には、訂正をせず新しい用紙を使用してください。 ・金額以外の記載事項を訂正する際は、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。ただし訂正の記載やなつ印が、金額欄、銀行名、二次元コード欄に重ならないようにしてください。 ・金額欄には、なつ印や金額の複記が重ならないようにしてください。
-------------------	--

5. 決済資金のご準備について

振出された手形・小切手の決済資金については、従来通り支払期日までに決済口座にご入金ください。

6. 紙の手形・小切手から電子的な決済手段への移行について

金融界では、政府で閣議決定された約束手形の利用廃止と小切手の電子化に向けて、政府・産業界と連携しながら 2027 年 3 月末までの全面電子化が進められております。電子化のメリットは、ペーパーレス化による印紙代や紛失リスクの減少、決済・経理事務の効率化等、支払側と受取側の双方にあります。

お客さまにおかれましても、「とうぎんでんさいネットサービス」による電子記録債権の利用および「とうぎんインターネットバンキング」による振込といった電子的な決済手段への移行をご検討いただきますようお願いいたします。（サービスの内容、費用等の詳細は窓口へお問合せください。）

※でんさいネットサービスによる電子記録債権は、銀行への取立手続きも不要で支払期日当日から資金をご利用いただくことが可能です。

7. 当座勘定規定等の改定について

電子交換所の決済開始日である 2022 年 11 月 4 日（金）より、当座勘定規定等を改定いたします。なお、改定日以前にご契約いただいたお客様にも改定後の規定・用法が適用されますのでご了承ください。

詳しくは「当座勘定規定等の改定について」をご覧ください。

以上